２　福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について（東京都福祉保健局[平成28年6月2日]）

平成２８年６月２日

東京都福祉保健局

福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について

　福祉施設等におけるバリアフリーに関する基準の考え方について、下記のとおりお示しします。

記

１　福祉施設等の整備における課題

　　東京都では、将来にわたって都民が安心して生活できるよう、高齢者の多様なすまいの整備や地域包括ケアシステムの構築、障害者が地域で安心して暮らすための基盤等の充実、保育サービスの拡充や特別な支援を要する子供への対応強化等に取り組んでいます。

　　特に、近年、急速に進む高齢化、家族状況や近隣関係の変化等により、利用者ニーズが複雑化・多様化しており、介護保険法や障害者総合支援法、子ども・子育て支援法の制定・改正等により新たなサービスが次々に開始され、多様なサービス基盤の整備が必要になっています。

　　これらのサービス基盤を充実するため、都としても様々な支援策を講じてきましたが、整備に適した土地の確保が困難であること、特に区部において土地代が高いこと等により、整備が進みにくい状況にあります。

一方で、都内の空き家は増加傾向にあり、既存建物の有効活用が課題となっています。今後、利用者が、身近な地域でサービスの提供を受け、家庭的な雰囲気の下で生活し、住民等と交流を図りながら暮らすためには、地域における既存住宅等を活用して、こうした施設等の整備を促進することが重要となっています。

　　喫緊の課題である待機児童の解消を図るためにも、既存建物や賃貸物件の活用は有効であり、地域の実情に応じて多様な保育サービスを拡充していく必要があります。

２　基準の取扱い

　　多様化する福祉サービス基盤の中には、利用者が限定され、不特定多数の者が利用しない小規模な施設もあります。また、地域における居住の場を確保する観点から、民家や狭隘な宅地等を活用する事例が増加しているほか、保育サービスにおいては、様々な建物を活用した整備が進められています。

　　各区市町村においては、こうした状況を踏まえ、これまでもバリアフリー関係基準を弾力的に適用されてきたところですが、改めて、施設の実態等を踏まえた適用をお願いするため、別表の施設等について、具体的に基準の考え方を示しましたので、御参照ください。